

多松組教公告第 2号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、三重県多気郡多気町松阪市学校組合契約規則（平成20年規則第12号）及び、多気町契約規則（平成18年多気町規則第41号）第6条の規定により公告します。

平成30年 3月30日

管理者 久保 行男

1 入札に付する条件

- (1) 事業場所： 多気町 相可 地内
- (2) 事業名及び概要： 平成29年度 多気中学校 地質調査業務
- (3) 事業期間： 契約日 ～ 平成30年9月28日まで
- (4) 入札執行日時： 平成30年4月25日（水） 午前9時00分
- (5) 入札執行場所： 多気町役場 2F 大会議室
- (6) 予定価格 （事後公表）
- (7) 最低制限価格 （設定あり）
- (8) 同日落札制限方式 （適用なし）
- (9) 競争参加資格事前審査方式

本事業は、参加資格を入札前に審査する事前審査方式です。

2 参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる条件を満たしている者としてします。

- ア 競争入札参加申請の提出期限において、三重県市町総合事務組合が実施する業務委託に係る入札参加資格者名簿の多気町に登録があり、かつ地質調査業者登録があり、業務内容の地質調査に届出がなされている者であること。
- イ 松阪管内（松阪市・多気町・明和町・大台町）に本店を有するものであること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

3 入札手続等

(1) 設計図面並びに仕様書の配付等

ア 設計図面並びに仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は多気町ホームページもしくは、次のとおり閲覧に供します。

（ア）閲覧期間 公告日から開札日前日までの午前9時から午後4時30分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

（イ）閲覧場所 多気町役場 教育課 電話 0598-38-1121

（ウ）購入方法 設計図書等の複写を希望する者は、教育課窓口において申し出てください。要複写費用（実費相当）。

(2) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合には、次のとおり書面（様式第5号）により提出するものとします。なお、入札に関する質問は、書面でのみ受け付け、電話、口頭など個別では受け付けません。

ア 質問の提出

（ア）提出期間 公告日から別表に記載する日までの午前9時から午後4時30分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

（イ）提出場所 多気町役場 教育課

（ウ）提出方法 書面は持参によるものとし、郵送及びファクシミリによるものは受け付けません。

イ 質問に対する回答

（ア）回答方法 多気町ホームページにおいて、閲覧に供することにより回答します。

（イ）回答期限 原則として受付けた日を含め3日後に回答します。（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

(3) 競争参加資格の確認（事前条件確認審査）

入札参加希望者は、下記の「ア 提出書類」及び「イ 添付書類」のすべてを持参により提出してください。これらの提出書類により競争参加資格の確認（事前条件審査）を行います。

なお、提出期間にこれらの書類を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。

ア 提出書類 競争入札参加申請書（様式第1号）

イ 添付書類 税金の納税を証する書類の写し（いずれも提出日以前6か月以内に発行されたものに限る）

① 町内に本店を有する事業所

- ・多気町が発行するすべての町税の完納証明書
- ・所管県税事務所が発行するすべての県税の納税確認書
- ・所轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3 未納税額のない証明用）

② 町外に本店を有する事業所

- ・ 所管県税事務所が発行するすべての県税の納税確認書
- ・ 所轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3 未納税額のない証明用）

ウ 提出期間 別表に記載する「申請書提出期限」までの午前9時から午後4時30分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

エ 提出場所 多気町役場 総務課

オ 提出方法 紙媒体による持参での提出のみとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けません。

（4）競争参加資格の確認項目及び確認結果の通知

競争参加資格の確認については、入札前に実施する事前条件審査により、入札参加申請者が要件を充足しているか審査し、確認結果は別表に記載する「参加資格確認結果通知（発送予定）日」に通知を予定しています。

（5）競争参加資格確認申請に係る注意事項

ア 申請書及び添付書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された添付書類は、本事業の競争参加資格の確認に使用する以外は、無断で他の資料として使用しません。

ウ 提出された添付書類は返却しません。

エ 提出期限以降における申請書、添付書類の差し替え及び再提出は認めませんので不足や誤り等がないように十分注意してください。

オ 申請書、添付書類の内容確認を行うことがあります。

（6）競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認められた理由について、次のとおり説明を求めることができます。

ア 提出期間 競争参加資格がないと認められた通知を受領した日から2日以内の午前9時から午後4時30分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

イ 提出場所 多気町役場 総務課

ウ 提出方法 説明を求める旨を記載した書面（様式事由）を提出して行うものとします。なお、書面は持参するものとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けません。

エ 回答方法 説明を求めた者に対し、書面により回答します。

（7）入札方法

入札に当たっては、以下に示すほか、別に配布する入札心得によります。

ア 入札書は持参により提出すること。

イ 入札執行回数は、1回を限度とします。

ウ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるとき

は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札書に記載する金額は、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 開札 参加者は入札書を持参し、開札に立ち会うものとします。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに契約規則第17条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、公告日から落札者の決定までの間において、多気町建設工事等指名停止措置要領又は三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を受けている者、及び「2 参加資格に関する事項」の各号をみたさない者は、競争に参加する資格のない者に該当します。

(4) 落札者の決定

ア 契約規則第18条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者又は落札候補者とします。

イ 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者によるくじにより落札者を決定します。

ウ 多気町建設工事等の談合情報対応マニュアル第1の1の(2)に該当する場合で、入札の結果、談合情報どおりとなった場合には、落札決定を保留し、マニュアルに基づく調査を実施します。

(5) 落札の失効

落札者が決定された日から5日以内に契約書を提出しないときは、契約規則第27条第2項の規定により、その落札者は契約締結の権利を失います。

(6) 落札決定又は契約締結の保留等

ア 落札決定後、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始申立てがなされた場合、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始申立てがなされた場合には、落札者の業務能力等を判断し、契約を締結しないことがあります。

イ 落札決定後、入札参加資格の制限又は資格(指名)停止を受けた場合、契約を締結しないことがあります。

ウ 次に該当する事実を確認した場合には、落札決定、又は契約締結を保留します。

(ア) 多気町建設工事等指名停止措置要領の別表第2「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」に該当する容疑で強制捜査又は犯則調査を受けたとき。

(7) 支払条件

契約額を、事業完了後支払います。

(8) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を中止することがあります。

(9) 申請書又は添付書類に虚偽の記載をした場合には、多気町建設工事等指名停止措置要領により、指名停止を行います。

(10) 本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。